◆ 10月1日から消費税率が引き上げられます

公共施設の使用料などが変わります

【問い合わせ】行財政改革推進課　☎ 22-9622　FAX 22-9672　✉ gyoukaku@city.iga.lg.jp

10月1日㈫から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、公共施設の使用料などの料金を改定します。

なお、料金を改定するものと、改定しないものがありますので注意してください。

※改定後の料金などは、ホームページで確認できます。

不明な場合は各担当課へ問い合わせてください。

◆料金改定するもの

公共施設の使用料・利用料・一部の手数料、水道料金、下水道使用料など

主なものは、下表のとおりです。

◆料金改定しないもの

住民票・印鑑登録・戸籍・課税関連などの各種証明手数料、住宅使用料、保育料、温泉施設入浴料、コミュニティバス・各支所行政バスの運賃など

改定する項目	問い合わせ
施設使用料	
伊賀市文化会館、青山ホール、あやま文化センター	文化交流課（☎ 22-9621）
伊賀市ゆめぽりすセンター	地域づくり推進課（☎ 22-9639）
伊賀市体育施設条例に定める全体育施設	スポーツ振興課（☎ 22-9635）
伊賀市農業公園備品など	農林振興課（☎ 22-9713）
菜の舎・バイオ燃料センター	
伊賀市シルバーワークプラザ	商工労働課（☎ 22-9669）
伊賀焼伝統産業会館	
だんじり会館	観光戦略課（☎ 22-9670）
赤井家住宅	中心市街地推進課（☎ 22-9825）
岩倉峡公園キャンプ場	都市計画課（☎ 22-9731）
伊賀市教育研究センター	学校教育課（☎ 22-9648）
阿山ふるさとの森公園	阿山支所振興課（☎ 43-1543）
大山田農村環境改善センター	大山田支所振興課（☎ 47-1150）
水道料金・下水道使用料	
水道料金 農業集落排水処理施設使用料 公共下水道使用料 特定環境保全公共下水道使用料 戸別合併処理浄化槽使用料	営業課（☎ 24-0003）
その他	
（上野総合市民病院） 個室の利用料、各種診断書・証明書などの文書料など	医療事務課（☎ 24-1111）
（国民健康保険診療所） 診断書・証明書などの文書料、健康診断書料など	保険年金課（☎ 22-9659）
（応急診療所） 診断書・証明書などの文書料	医療福祉政策課（☎ 22-9705）

◆ 日常生活を支援します

緊急通報システムをご存じですか

【問い合わせ】介護高齢福祉課　☎ 22-9634　FAX 26-3950　✉ kaigo@city.iga.lg.jp

緊急通報システムとは、自宅で急な発作や体の異常を感じた時に、緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、状況に応じて、家族や協力員への連絡や、救急車の出動を要請するシステムです。（家族・親族など１人以上、協力員として近隣の人など２人以上の登録が必要です。）

受信センターでは、看護師などが 24 時間体制で利用者からの健康相談に応じるとともに、毎月１回、利用者宅に電話をかけて健康状態を確認します。

ペンダント型送信機を身につけることでお風呂や庭など（見通し距離　約 100m）での緊急時にも通報できます。

また、希望者には、一定の時間動きがないなど、生活リズムに異常があった場合、自動的に受信センターに通報する「人感センサー」を設置することができます。（別途料金がかかります。）

【対象者】

装置などの使用が可能で、緊急時に不安のある 65 歳以上の一人暮らしの人、または 65 歳以上であり同居者が障がいなどで緊急時に対応できない世帯の人。

※日中のみ１人の場合は対象外です。

【料　金】　○生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人、介護保険料の所得段階が第１～第３段階のみで構成される世帯の人 ･･･ 無料

○市民税課税世帯の人 ･･･1,000 円／月

※人感センサーを利用する場合は、生活保護・非課税者などにかかわらず、利用者ごとに別途 300 円／月が必要です。

※電話回線がＮＴＴアナログ回線以外の場合、設置できないことがあります。

【申込方法・申込先】　介護高齢福祉課・各支所住民福祉課にある申請書を記入の上、申請してください。
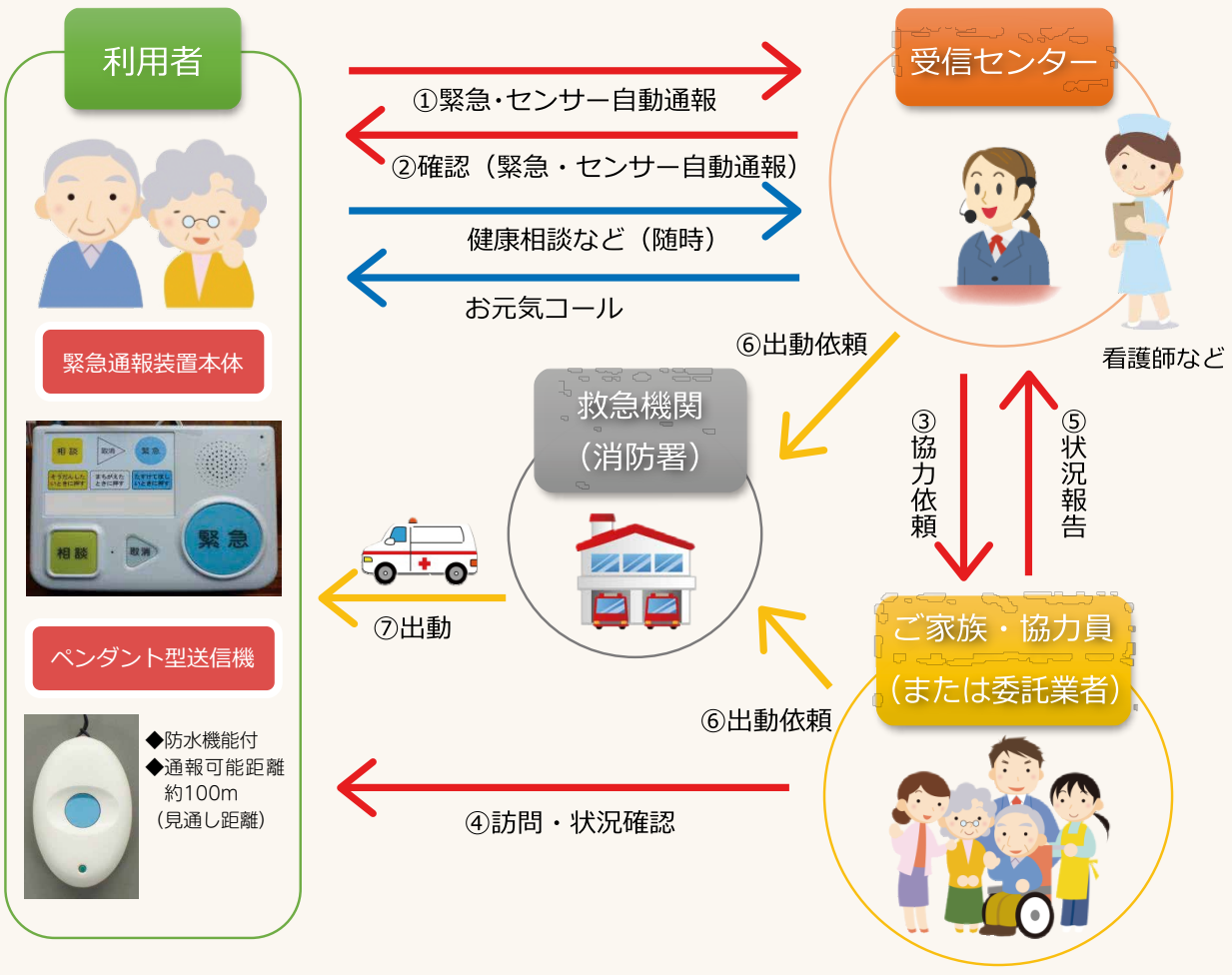
緊急通報システムの仕組み